

目 次

告 示

- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・美杉コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部委託
- ・美杉コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部委託
- ・平成 18 年度より適用する家畜共済掛金標準率等
- ・平成 18 年度より適用する園芸施設共済基準共済掛金率
- ・平成 18 年産水稻より適用する基準共済掛金率
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・公印の無効告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の認可
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示

公 告

- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了

選管告示

- ・在外選挙人名簿からの抹消者について

津市告示第 175 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 14 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 14 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 14 日 掲示済）

津市告示第 176 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 17 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅 久居駅
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 17 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 17 日 掲示済）

津市告示第 177 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 18 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 久居駅 江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 18 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 18 日 掲示済）

津市告示第 178 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 19 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅 久居駅
江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 19 日 揭示済）

津市告示第 179 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 20 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 20 日 掲示済）

津市告示第 180 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 15 年芸濃町告示第 48 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

多門区自治会

三重県津市芸濃町多門 857 番地

代表者 駒 田 利 一

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
本会の区域は芸濃町大字多門一一番地、一四番地の二、三五七番地、三六三番地、八四六番地の三、七〇一番地、七九八番地の四、八七四番地、九五七番地、九二一番地を結んだ区域とする。	本会の区域は津市芸濃町多門 11 番地、14 番地 2、357 番地、363 番地、846 番地 3、701 番地、798 番地 4、874 番地、957 番地、921 番地を結んだ区域とする。

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字多門 857 番地
変更後	三重県津市芸濃町多門 857 番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字多門 912 番地 駒 田 利 一
変更後	三重県津市芸濃町多門 912 番地 駒 田 利 一

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

代表者の氏名及び住所は平成 18 年 3 月 18 日に定期総会において再任

（平成 18 年 4 月 20 日 掲示済）

津市告示第 181 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年一志町告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

片野自治会

三重県津市一志町片野 768 番地 1

代表者 中 島 達 雄

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
本会の区域は、「別表」の通りとする。「区域」は、一志郡一志町大字片野を云い、当該地域内の居住地、一志郡一志町大字片野 277 番地・同 206-3 番地・同 206-2 番地・同 212-1 番地・同 217-2 番地・同 214-1 番地・同 217-3 番地・同 209-1 番地・同 209-3 番地・同 262 番地・同 608 番地・同 172 番地・同 846 番地・同 181 番地・同 773-1 番地・同 194 番地・同 772 番地・同 196 番地・同 768-1 番地・同 769 番地・同 618 番地・同 361 番地・同 366-1 番地・同 387 番地・同 384-3 番地・同 127 番地・同 128 番地・同 129 番地・同 336 番地・同 331 番地・同 329 番地・同 328-1 番地・同 328-3 番地・	本会の区域は、「別表」の通りとする。「区域」は、津市一志町片野を云い、当該地域内に構成員が居住する、津市一志町片野 277 番地・同 206-3 番地・同 206-2 番地・同 212-1 番地・同 217-2 番地・同 214-1 番地・同 217-3 番地・同 209-1 番地・同 209-3 番地・同 262 番地・同 608 番地・同 172 番地・同 846 番地・同 181 番地・同 773-1 番地・同 194 番地・同 772 番地・同 196 番地・同 768-1 番地・同 769 番地・同 618 番地・同 361 番地・同 366-1 番地・同 387 番地・同 384-3 番地・同 127 番地・同 128 番地・同 129 番地・同 336 番地・同 331 番地・同 329 番地・同 328-1 番地・同 328-3 番地・同 290

変 更 前	変 更 後
同 2 9 0 番地・同 2 4 1 番地・同 2 3 4 番地・同 3 2 1－1 番地・同 2 3 3 番地・同 2 3 2－3 番地・同 2 3 5 番地・同 2 1 0 番地・同 2 3 7 番地・同 2 4 0 番地・同 2 2 8 番地・同 2 4 6 番地・同 2 1 0－1 番地・同 2 5 8－2 番地・同 2 5 2 番地・同 2 6 9－2 番地・同 2 3 9－5 番地・同 2 6 2 番地・同 2 8 8 番地・同 2 5 6 番地・同 2 6 3 番地・同 2 8 5 番地・同 2 8 4 番地・同 2 8 3 番地・同 2 8 0 番地・同 3 0 4－4 番地・同 5 7 6－3 番地・同 2 6 8－2 番地・同 2 6 0－1 番地・同 2 6 0－2 番地・同 5 9 4 番地・同 2 9 1－2 番地・同 2 9 7 番地・同 3 1 4－1 番地・同 3 0 5－1 番地・同 3 0 4－1 番地・同 4 6 4 番地・同 3 0 7－3 番地・同 5 5 8－1 番地・同 4 6 7 番地・同 4 8 5 番地・同 5 9 8 番地・同 2 0 1－2 番地・同 2 8 1 番地の片野区全域とする。	番地・同 3 5 5－1 番地・同 2 4 1 番地・同 2 3 4 番地・同 3 2 1－1 番地・同 2 3 3 番地・同 2 3 2－3 番地・同 2 3 5 番地・同 2 1 0 番地・同 2 3 7 番地・同 2 4 0 番地・同 2 2 8 番地・同 2 4 6 番地・同 2 1 0－1 番地・同 2 5 8－2 番地・同 2 5 2 番地・同 2 6 9－2 番地・同 2 3 9－5 番地・同 2 6 2 番地・同 2 8 8 番地・同 2 5 6 番地・同 2 6 3 番地・同 2 8 5 番地・同 2 8 1 番地・同 2 8 4 番地・同 2 8 3 番地・同 2 8 0 番地・同 3 0 4－4 番地・同 5 7 6－3 番地・同 2 6 8－2 番地・同 2 6 0－1 番地・同 2 6 0－2 番地・同 5 9 4 番地・同 2 9 1－2 番地・同 2 9 7 番地・同 3 1 4－1 番地・同 3 0 5－1 番地・同 3 0 4－1 番地・同 4 6 4 番地・同 3 0 7－3 番地・同 5 5 8－1 番地・同 4 6 7 番地・同 4 8 5 番地・同 5 9 8 番地・同 2 0 1－2 番地・同 2 7 2 番地・同 5 5 4－1 9 番地・同 5 5 4－2 0 番地の片野自治会全域とする。

事務所の所在地

変 更 前	変 更 後
本会の事務所は、「片野区自治会長宅」に置く。	本会の事務所は、「片野区自治会長宅」に置く。 条文上に変更はないが、住所表示変更「津市一志町片野 7 6 8 番地 1」

代表者の住所

変 更 前	変 更 後
三重県一志郡一志町大字片野 7 6 8 番地 1	三重県津市一志町片野 7 6 8 番地 1

3 変更の年月日及び理由

平成 1 8 年 1 月 1 日市町村合併により、地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所の表示の変更並びに居住地の追加により片野自治会規約第 3 条を変更したため

(平成 1 8 年 4 月 2 0 日 掲示済)

津市告示第 182 号

美杉コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により
告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号

（平成 18 年 4 月 20 日 揭示済）

津市告示第 183 号

美杉コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により
告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
美杉タクシー	津市美杉町八知 3869 の 2

（平成 18 年 4 月 20 日 揭示済）

津市告示第 184 号

平成 18 年度より適用する家畜共済掛金標準率等を津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 63 条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

共済目的 の種類	死廃・病 傷の別	危険段階 区 分	危険指数	危険段階共済掛金 標準率等（％）
乳用成牛	死 廃	1	1 . 5 0 0	1 6 . 4
		2	1 . 1 5 8	1 2 . 7
		3	1 . 0 0 0	1 0 . 9
		4		
		5		
		標準率		1 4 . 0
	病 傷	1	1 . 0 0 0	1 1 . 6
		2		
		3		
		4		
		5		
		標準率		1 1 . 6
肥育用成 牛	死 廃	1	1 . 4 0 0	3 . 7
		2	1 . 0 0 0	2 . 6
		3		
		4		
		5		
		標準率		3 . 1
	病 傷	1	2 . 2 0 0	3 . 6
		2	1 . 0 0 0	1 . 6
		3		
		4		
		5		
		標準率		3 . 0

（平成 18 年 4 月 20 日 揭示済）

津市告示第 185 号

平成 18 年度より適用する園芸施設共済掛金率等を津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 132 条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松田直久

特定園芸施設の 区分	共済目的による種別		基準共済掛金 率危険段階区 分	基準共済掛金 率危険段階基 準共済掛金率
ガラス室Ⅰ類 10 (木造)	特定園芸施設及び附帯施設 に係るもの		基準掛金率	% 0.411
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故 除外しないもの	基準掛金率	1.675
		病虫害を事故 除外するもの	基準掛金率	0.878
	特定園芸施設撤去 費用に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.151
ガラス室Ⅱ類 20 (鉄骨)	特定園芸施設及び附帯施設 に係るもの		基準掛金率	0.117
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故 除外しないもの	基準掛金率	1.624
		病虫害を事故 除外するもの	基準掛金率	0.646
	特定園芸施設撤去 費用に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.022
プラスチックハウスⅠ類 30 (木竹)	特定園芸施設及び附帯施設 に係るもの		基準掛金率	3.789
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故 除外しないもの	基準掛金率	3.822
		病虫害を事故 除外するもの	基準掛金率	2.391
プラスチックハウスⅡ類 40 (パイプ)	特定園芸施設及び附帯施設 に係るもの		基準掛金率	5.094
			1	8.888
			2	5.319
			3	4.444

	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準掛金率	5.632
		病虫害を事故除外するもの	基準掛金率	4.847
プラスチックハウスⅢ類 50 (鉄骨下)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準掛金率	2.874
			1	4.529
			2	2.928
			3	2.265
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準掛金率	7.447
		病虫害を事故除外するもの	基準掛金率	6.189
	特定園芸施設撤去費用に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.762
プラスチックハウスⅣ類甲 61 (鉄骨中・軟)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準掛金率	1.375
			1	2.210
			2	1.223
			3	1.105
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準掛金率	4.440
		病虫害を事故除外するもの	基準掛金率	3.799
	特定園芸施設撤去費用に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.223
プラスチックハウスⅣ類乙 62 (鉄骨中・硬)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準掛金率	0.912
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準掛金率	2.993
		病虫害を事故除外するもの	基準掛金率	1.958
	特定園芸施設撤去費用に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.166
プラスチックハウスⅤ類 70 (鉄骨上)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準掛金率	0.269
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準掛金率	1.699
		病虫害を事故除外するもの	基準掛金率	0.888

	特定園芸施設撤去費用 に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.054
プラスチックハウスⅥ類 80 (雨よけ等)	特定園芸施設及び附帯施設 に係るもの		基準掛金率	8.430
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故 除外しないもの	基準掛金率	13.665
		病虫害を事故 除外するもの	基準掛金率	6.401
	特定園芸施設撤去費用 に係るもの (撤去費用有)		基準掛金率	0.638
プラスチックハウスⅦ類 90 (多目的ネットハウス)	特定園芸施設及び附帯施設 に係るもの		基準掛金率	6.744
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除外 しないもの	基準掛金率	9.059
		病虫害を事故除外 するもの	基準掛金率	6.273

(平成18年4月20日 揭示済)

津市告示第 186 号

平成 18 年産の水稻に適用する基準共済掛金率を津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 37 条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

農作物共済の共済目的の種類等	農作物共済の共済事故等による種別		法第 107 条第 4 項の規定による危険段階別	単位当たり共済金額	共 済 掛 金 率	農家負担共済掛金率
水稻	法第 106 条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均 10.0%以上の組合員等	228	3.085	1.542500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 1.9%以上 10.0%未満の組合員等	228	1.581	0.790500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 0.5%以上 1.9%未満の組合員等	228	1.188	0.594000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の組合員等	228	1.057	0.528500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 0.001%未満の組合員等	228	1.028	0.514000
			平成 18 年産の水稻より新しく加入する組合員等	228	1.137	0.568500
		100分の40	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 10.0%以上の組合員等	228	1.921	0.960500
		2	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稻の被害率の平均が 1.9%以上 10.0%未満の組合員等	228	0.984	0.492000

		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.9%未満の組合員等	228	0.740	0.370000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の組合員等	228	0.658	0.329000
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の組合員等	228	0.640	0.320000
			平成 18 年産の水稲より新しく加入する組合員等	228	0.708	0.354000
	法第 106 条の第 1 項第 3 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の1	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の組合員等	228	8.042	4.021000
		100分の2	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 1.9%以上 10.0%未満の組合員等	228	4.121	2.605000
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上 1.9%未満の組合員等	228	3.097	1.548500
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の組合員等	228	2.755	1.377500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の組合員等	228	2.680	1.340000
			平成 18 年産の水稲より新しく加入する組合員等	228	2.964	1.482000
		100分の1	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の組合員等	228	2.835	1.417500
		20	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 1.9%以上から 10.0%未満の組合員等	228	1.453	0.726500

		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上から 1.9%未満の組合員等	228	1.092	0.546000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上から 0.5%未満の組合員等	228	0.971	0.485500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の組合員等	228	0.945	0.472500
			平成 18 年産の水稲より新しく加入する組合員等	228	1.045	0.522500
	法第 150 条の 3 の 3 第 1 項に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1001	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 10.0%以上の組合員等	228	8.444	4.222000
		1002	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 1.9%以上から 10.0%未満の組合員等	228	4.327	2.163500
		3	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.5%以上から 1.9%未満の組合員等	228	3.252	1.626000
		4	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%以上 0.5%未満の組合員等	228	2.893	1.446500
		5	要領により算出した平成 9 年産から平成 17 年産までの水稲の被害率の平均が 0.001%未満の組合員等	228	2.814	1.407000
			平成 18 年産の水稲より新しく加入する組合員等	228	3.112	1.556000

(平成 18 年 4 月 20 日 揭示済)

津市告示第 187 号

下記の者に対する差押書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成 18 年 4 月 21 日

津市長 松 田 直 久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（平成 18 年 4 月 21 日 掲示済）

津市告示第188号

下記の者に対する差押書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年4月21日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（平成18年4月21日 掲示済）

津市告示第189号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年4月21日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（平成18年4月21日 揭示済）

津市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年河芸町告示第 1386 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 21 日

津市長 松田直久

1 届出者

杜の街くすのきの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 3 番地 1

代表者 稲本 英雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	垣内 弓子 三重県安芸郡河芸町杜の街 1 丁目 3 番地 35
	変更後	稲本 英雄 三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 3 番地 1
事務所の 所在地	変更前	三重県安芸郡河芸町杜の街 1 丁目 8 番地 16
	変更後	三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 8 番地 16

地 縁 に よ る 団 体 の 区 域	
変 更 前	変 更 後
三重県安芸郡河芸町杜の街 1 丁目 目のうち別表に定める区域	三重県津市河芸町杜の街 1 丁目 目のうち別表に定める区域

3 変更の年月日

平成 18 年 4 月 2 日

4 変更の理由

市町村合併による住所の表示の変更

（平成 18 年 4 月 21 日 掲示済）

津市告示第 191 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 21 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 久居駅 江戸橋駅前公共自転車等駐車場
江戸橋駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 21 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 21 日 揭示済）

津市告示第 192 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 24 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅 久居駅
江戸橋駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 24 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 24 日 揭示済）

津市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第228号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月24日

津市長 松田直久

1 届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町294番地

代表者 藤田 宏

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	藤井 義 昭 津市納所町269番地
	変更後	藤 田 宏 津市納所町221番地1

3 変更の年月日

平成18年4月2日

4 変更の理由

総会において新任

(平成18年4月24日 揭示済)

津市告示第 194 号

次の公印は、盗難にあったため、当該公印は盗難に遭った時から無効とすることを告示する。

平成 18 年 4 月 26 日

津市長 松 田 直 久

1 盗難にあった公印

名称	形式	書体	寸法 (mm)
市長印	三重県 津市長 印 区	れい書	方 16

2 盗難年月日

平成 18 年 4 月 21 日

(平成 18 年 4 月 26 日 掲示済)

津市告示第 195 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 25 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅 久居駅 江戸橋駅西公共自転車等駐車場
津駅西第一公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 25 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 25 日 揭示済）

津市告示第 1 9 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可した。

平成 1 8 年 4 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

長岡町自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦を図り、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行うこととする。

（１）広報誌の配布・回覧板の回付等による地域内の相互連絡

（２）清掃等による地域内の環境美化の保全・管理

（３）集会所施設の維持管理

（４）防犯・防災活動

（５）社会福祉活動への貢献

3 区域

本会の区域は、別表に定める区域とする。

4 事務所

三重県津市長岡町字垣内 5 7 7 番地 3

5 代表者の氏名及び住所

池田 貢

津市長岡町 9 5 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項第 3 号および第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 1 8 年 4 月 2 6 日

別表(第3条関係の区域)

町名	字名	地番等
長岡町	井戸	全て（ただし、中勢バイパス以西は除く。）
	加茂	全て
	太田	全て（ただし、中勢バイパス以西は除く。）
	糖田	全て（ただし、市道納所長岡町線以東は除く。）
	宮ノ前	全て（ただし、中勢バイパス以西は除く。）
	茶木原	全て（ただし、市道納所長岡町線以東は除く。）
	垣内	全て
	黒田	全て（ただし、市道納所長岡町線以東は除く。）
	小山田	5 2 5 番地 1、5 3 3 番地、5 3 4 番地 3、 1 1 0 3 番地 3、市道むつみヶ丘団地安東小学校線 以東
	君ヶ口	7 9 0 番地 4、7 9 1 番地 4、7 9 5 番地、 市道安東贅崎線以南

（平成18年4月26日 揭示済）

津市告示第 197 号

下記の者に対する平成 16 年度 4 期分から平成 17 年度 4 期分までの固定資産税・都市計画税の督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成 18 年 4 月 26 日

津市長 松 田 直 久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考
津市北丸之内 21 番地	津土地プランニング有限公司	

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（平成 18 年 4 月 26 日 掲示済）

津市告示第 198 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 26 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅 江戸橋駅西公共自転車等駐車場
津新町駅南第三公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 26 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 26 日 揭示済）

津市告示第 199 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 27 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅西公共自転車等駐車場
江戸橋駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 27 日
- 3 保管期間 撤去日より 180 日間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 27 日 揭示済）

津市公告第 37 号

平成 18 年 4 月 13 日、次のとおり狂犬病予防法第 6 条第 1 項の規定により
犬を抑留しました。

平成 18 年 4 月 14 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成 18 年 4 月 20 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一志町 下井生	雑種	黒	メス	子犬	不明	首輪無し

2 公示期間 平成 18 年 4 月 14 日から平成 18 年 4 月 20 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

(平成 18 年 4 月 14 日 揭示済)

津市公告第 38 号

平成 18 年 4 月 19 日、次のとおり狂犬病予防法第 6 条第 1 項の規定により
犬を抑留しました。

平成 18 年 4 月 20 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成 18 年 4 月 24 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	久居中町	雑種	黒	不明	小型	不明	子犬

2 公示期間 平成 18 年 4 月 20 日から平成 18 年 4 月 24 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

(平成 18 年 4 月 20 日 揭示済)

津市公告第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 24 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 4 月 21 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町上野字下芦原 596－22
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栄町二丁目 310 番地
ミサワホーム東海（株）三重支店
支店長 岩瀬 健二

（平成 18 年 4 月 24 日 掲示済）

津市公告第 40 号

平成 18 年 4 月 21 日、次のとおり狂犬病予防法第 6 条第 1 項の規定により犬を抑留しました。

平成 18 年 4 月 25 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成 18 年 4 月 27 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	白灰色	不明	中型	不明	

2 公示期間 平成 18 年 4 月 25 日から平成 18 年 4 月 27 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

(平成 18 年 4 月 25 日 揭示済)

津市公告第 4 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 4 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 8 年 4 月 2 4 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市夢が丘一丁目、夢が丘二丁目（5－1 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市栄町 1 丁目 8 9 1

日本勤労者住宅協会（業務取扱団体）三重県労働者住宅生活協同組合

理事長 武田 民雄

津市栄町 1 丁目 8 9 1

三重県労働者住宅生活協同組合 理事長 武田 民雄

津市大倉 1 9－1

日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也

（平成 1 8 年 4 月 2 6 日掲示済）

津市選挙管理委員会告示 59 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により、在外選挙人名簿から抹消する理由が生じた者を次のとおり在外選挙人名簿から抹消する。

平成 18 年 4 月 17 日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
3 人	1 人	4 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成 18 年 4 月 14 日

(平成 18 年 4 月 17 日 掲示済)